

○坂出市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

昭和60年5月13日規則第12号

改正

昭和62年4月1日規則第2号

平成9年3月28日規則第8号

平成11年12月22日規則第26号

平成12年3月23日規則第19号

平成17年4月1日規則第19号

平成18年3月31日規則第7号

平成18年3月31日規則第28号

平成18年3月31日規則第29号

平成19年3月30日規則第7号

平成20年2月1日規則第1号

平成23年3月31日規則第4号

平成28年3月31日規則第6号

坂出市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、坂出市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和60年条例第12号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(負担金の規定基準となる地積)

第2条 条例第4条に規定する受益者負担金（以下「負担金」という。）の額の算定となる土地の地積は、公簿による。ただし、公簿によりがたいときまたは市長が必要と認めたときは、実測その他の方法によることができる。

2 前項の場合において、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区にあって仮換地のなされている土地については、当該仮換地の地積とする。

(受益者の申告)

第3条 受益者は、条例第5条の規定による賦課対象区域の公告の日以後において、市長の定める日までに当該賦課対象区域内に土地を有するものは、下水道事業受益者申告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、受益者が条例第2条第1項ただし書の規定

による地上権者、質権者、使用借主および賃借人（以下「地上権者等」という。）であるときは、土地の所有者と連署しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地について2人以上の受益者があるときは、代表者を定め第1項の申告書に連署して市長に提出しなければならない。

（不申告等の場合の取扱い）

第4条 市長は、前条の規定による申告のない場合または申告の内容が事実と異なると認めるときは、申告によらないで認定することができる。

（負担金の端数計算）

第5条 条例第6条第1項の規定により負担金の額を定める場合において、その金額に100円未満の端数があるときまたはその金額が100円未満であるときは、その端数金額またはその金額を切り捨てるものとする。

（負担金の額等の通知）

第6条 条例第6条第3項の規定による負担金の額および納付期日等の通知は、下水道事業受益者負担金決定通知書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第9条の規定による承継があつた場合における負担金の額および納付期日等の通知は、前項により通知するものとする。

（負担金の納期等）

第7条 条例第6条第4項の規定により分割して徴収する場合の負担金の額は、各受益者が納付すべき負担金の総額を3年6回に分割した額とする。ただし、分割した納期の額に100円未満の端数があるときは、これを最初の年度の第1期分に合算するものとする。

2 負担金の額が1,000円未満のときは、初年度の第1期に全額徴収するものとする。

3 各年度に納付すべき負担金の納付期日は次のとおりとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、別に納期を定めることができる。

第1期 7月1日から同月末日まで

第2期 1月1日から同月末日まで

4 受益者が前項の規定による各納期に納付すべき負担金の額および納入の通知は、下水道事業受益者負担金納付通知書兼領収証書（様式第3号）によるものとする。

（負担金の一括納付等）

第8条 条例第6条第4項ただし書きの規定により、受益者は到来した納期に係る納付額に相当する金額の負担金を納付しようとする場合にあつて、当該納期の後の納期（次年度以降に係る納期

を含む。)に係る納付額に相当する金額の負担金をあわせて納付(以下「一括納付」という。)することができる。

- 2 前項の規定により受益者が負担金を一括納付した場合においては、初年度の第1期納期前に負担金の総額を一括納付したときに限り、市長は納付した負担金の額に相当する金額の100分の10を乗じて得た額を当該受益者に前納報奨金として交付する。ただし、その額が10円未満である場合にはこれを交付しない。また、受益者が国または地方公共団体である場合にも交付しない。

(過誤納金の取扱い)

第9条 受益者または第15条に規定する納付管理人(以下「受益者等」という。)の過納または誤納に係る納付金があるときは、当該納付金を当該受益者等に還付する。ただし、未納の納付金がある場合は、過納または誤納に係る納付金を未納に係る納付金に充当することができる。

- 2 過納もしくは誤納に係る納付金を還付し、または前項の規定によって未納の納付金に充当するときは、直ちにその旨を当該受益者等に対し、下水道事業受益者負担金過誤納金還付(充当)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- 3 受益者等は、前項の規定により受益者負担金過誤納金還付通知を受けたとき、または既納の徴収金のうち過誤納金があることを知ったときは、直ちに下水道事業受益者負担金過誤納金還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(負担金の徴収猶予)

第10条 条例第7条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは下水道事業受益者負担金徴収猶予許可基準(別表第1)に基づきその可否を決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(負担金の徴収猶予の取消し)

第11条 受益者は、前条の規定により負担金の徴収猶予を受けた後その理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届け出があったときまたは徴収の猶予の理由が消滅したと認められるときもしくは届け出るべき事項が判明したときは、速やかに徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金を一時に徴収し、または市長が適当と認める方法により徴収するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、下水道事業受益者負担金猶予取消通知書(様式第9号)により当該受益者に通知するものとする。

(負担金の減免)

第12条 条例第8条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、下水道事業受益者負担金減免基準(別表第2)に基づきその減免の可否を決定し、下水道事業受益者負担金減免決定通知書(様式第11号)により当該申請者に通知するものとする。

(負担金の減免の取消しまたは変更)

第13条 受益者は、前条の規定により負担金の減免を受けた後その理由が消滅したときまたはその理由に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届け出があったときまたは減免の理由が消滅したときもしくはその理由に変更が生じたと認めたときは、その日以後の納期に係る負担金の減免を取消しまたは変更し、これを徴収しなければならない。

3 市長は、前項の規定により負担金の減免を取消し、または変更したときは、下水道事業受益者負担金減免取消(変更)通知書(様式第12号)により当該受益者に通知するものとする。

(受益者の変更)

第14条 条例第9条の規定による受益者の変更があった場合においては、その当事者の一方または双方は遅滞なく下水道事業受益者変更届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。この場合において、新たに受益者となった者が地上権者等であるときは、当該土地の所有者とともに連署しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の場合において同一の土地について2人以上の受益者があるときの届け出に準用する。

(納付管理人)

第15条 受益者が市内に居住していないときもしくは居住しなくなったときまたは市長が必要と認めたときは、受益者に代って負担金の納付に関する一切の事項を処理させるため、市内に居住する者を納付管理人と定め、下水道事業受益者負担金納付管理人届(様式第14号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、納付管理人を変更し、または廃止した場合に準用する。

(住所等の変更)

第16条 受益者が住所または氏名を変更したときは、遅滞なく下水道事業受益者住所、氏名変更届(様式第15号)を市長に提出しなければならない。ただし、受益者が前条第1項の納付管理人を

設定したときは、この限りでない。

2 納付管理人の住所、氏名に変更があったときも前項の規定を準用する。

(繰上徴収)

第17条 市長は、既に負担金の額を確定した受益者が次の各号の一に該当するときは、納期前であっても負担金を繰り上げて徴収することができる。

- (1) 国税、地方税、その他公課の滞納により滞納処分を受けたとき、または受けるおそれがあるとき。
- (2) 強制執行を受けたとき、または受けるおそれがあるとき。
- (3) 破産の宣告を受けたとき。
- (4) 競売の開始を受けたとき。
- (5) 受益者である法人が解散したとき。
- (6) 受益者につき相続があったときにおいて、相続人が限定承認したとき。
- (7) 偽りその他不正の手段により負担金を免れようとしたとき。

2 市長は、前項の規定により繰上徴収しようとするときは、下水道事業受益者負担金繰上徴収通知書(様式第16号)により受益者に通知するものとする。

(下水道事業分担金の納付等)

第18条 区域外使用者は、条例第12条の規定する下水道事業分担金(以下「分担金」という。)を、市長が定める期日までに納入しなければならない。

2 分担金は、条例第4条の規定により算出した額から第8条第2項に規定する前納報奨金に相当する額を減じた額とする。

3 市長は、分担金の納付対象となった土地が、条例により賦課対象区域となったときは、当該土地に係る負担金を免除するものとする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年4月1日規則第2号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成9年3月28日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年12月22日規則第26号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月23日規則第19号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成17年4月1日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成16年度までに施行された事業の部分についての負担金の一括納付については、なお従前の例による。

付 則（平成18年3月31日規則第7号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第28号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第29号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年2月1日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行し、第5条の規定による改正後の管理職手当表に関する規則別表選挙管理委員会事務局の項の規定は、平成22年10月1日から適用する。

付 則（平成28年3月31日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予許可基準

| 該当条項 | 徴収猶予の対象内容 | 徴収猶予率 | 徴収猶予期間 | 摘要 |
|-------------------|--|----------|-----------------|--------------------------|
| 条例第7条第1号 | 係争中の土地 | 100% | 受益者の決定（判定）の日まで | 訴状の写し等その事実を証する書類を添付すること。 |
| | 農地等 (田・畑・山林・原野等の現況にある土地) | 100% | 宅地として利用できるまでの期間 | |
| 条例第7条第2号 | 受益者がその財産につき震災、風水害、火災、その他災害を受け、または盗難にかかったとき。 | 市長が認定する率 | 1年以内 | 罹災証明書または盗難証明書の取得できるもの |
| | 受益者、または受益者と生計を一にする親族が病気にかかりまたは負傷により長期療養を必要とするとき。 | 市長が認定する率 | 1年以内 | 医師の診断書の取得できるもの |
| その他市長が特に必要と認めたとき。 | | 市長が認定する率 | 市長が認定する期間 | |

別表第2（第12条関係）

下水道事業受益者負担金減免許可基準

| 該当条項 | 対象となる土地等の例 | 減免率 | 摘要 |
|---|--------------------------|-----|----|
| 条例第8条第2項第1号 (公用に供し、または供することを予定としている土地に係る受益者) | 1 教育施設、社会教育施設および社会福祉施設用地 | 75% | |
| | 2 警察法務収用施設用地 | 75 | |
| | 3 一般庁舎用地 | 50 | |
| | 4 公務員宿舎用地 | 25 | |
| | 5 公営住宅用地 | 0 | |
| 条例第8条第2項第2号 (公企業の用に供している) | 1 病院用地 | 25 | |
| | 2 (国)造幣局特別会計、印刷局特 | 25 | |

| | | | |
|---|--|---|-------------------------------|
| る土地に係る受益者) | 別会計，国有林野特別会計，アルコール専売特別会計に属する行政財産（県，市）地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく企業に属する財産（水道事業等） | | |
| 条例第8条第2項第3号 （公共の用に供することを予定している土地に係る受益者） | 1 国，地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地 | 100 | 都市計画法に基づき事業認定がなされたもの |
| 条例第8条第2項第4号 （公の生活扶助を受けている受益者等） | 1 生活保護法により生活扶助を受けている者 2 1に準ずる特別の事情があるとする認められる者 | 100 市長が認定する率 | |
| 条例第8条第2項第5号 （土地等を提供した受益者） | 1 事業の用に供した土地等 | 市長が認定する率 | |
| 条例第8条第2項第6号 （状況により負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者） | 1 教育施設，社会教育施設，社会福祉施設で国，地方公共団体以外の者が設置するもの 2 四国旅客鉄道株式会社用地 （1）踏切，駅前広場 （2）軌道用地 （3）職員宿舎用地 3 宗教法人法第2条に掲げる神社，寺院，教会，その他これに類する団体が本文に規定する目的のため使用する土地 （1）境内地 （2）墓地 | 75 100 50 0 50 100 | ホーム，駅舎を含む 本来の目的に使用しない土地を除く |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | <p>4 国，県，市が文化財として指定した土地</p> <p>5 自治会等が所有し，または使用する土地</p> <p>(1) 消防用に供している土地</p> <p>(2) 集会所等の土地</p> <p>6 公衆用道路としての目的に使用している私道 (袋小路は除く。)</p> <p>7 公衆用道路としての認定が難しい私道で公共下水道管の布設を要する土地</p> <p>8 その他市長が減免することが適当と認めるもの</p> | <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p> | |
|--|---|---|--|

注：同一の土地について減免理由が二以上にわたる場合における当該土地の減免率は，それぞれの減免事由に係る減免率のうち高いものをもって，当該土地に係る減免率とする。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号 削除

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第10条関係）

様式第9号（第11条関係）

様式第10号（第12条関係）

様式第11号 (第12条関係)

様式第12号 (第13条関係)

様式第13号 (第14条関係)

様式第14号 (第15条関係)

様式第15号 (第16条関係)

様式第16号 (第17条関係)